第三号様式別表裏面を次のように改める。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割

市町村民税	円	道府県民税	円

・所得割（総合課税分）

市町村民税	%	道府県民税	%

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額）（限度額200万円）

社会保険料控除等		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	旧契約	56,000円超のとき	28,000円
		15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）		
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		
地震保険料控除		支払金額	控除額
	保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

配偶者控除		一般 老人
配偶者特別控除	所得金額	控除額
	38万円超45万円未満	3万円
	45万円以上50万円未満	3万1千円
	50万円以上55万円未満	2万6千円
	55万円以上60万円未満	2万1千円
	60万円以上65万円未満	1万6千円
	65万円以上70万円未満	1万1千円
	70万円以上75万円未満	6万円
	75万円以上76万円未満	3万円
	76万円以上	0円
障害者控除（特別障害者の場合）（同居特別障害者の場合）		26万円 30万円 53万円
寡婦（寡夫）控除（特別寡婦の場合）		26万円 30万円
勤労学生控除		26万円
扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
基礎控除		33万円

◎税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５%（道府県民税２%、市町村民税３%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５%（道府県民税２%、市町村民税３%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円
障害者控除	普通	1万円		老人	10万円
	特別	10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円
	同居特別	22万円		40万円以上45万円未満	3万円
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	5万円		特定	18万円
寡夫控除		1万円		老人	10万円
勤労学生控除		1万円		同居老親等	13万円

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 / 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から29年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年分平成26年4月から平成29年12月までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
※　平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて地方税法附則第５条の４の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は４%、市町村民税は６%に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、１の寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	49.16%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　円　道府県民税　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　%　道府県民税　%
◎所得控除
雑損控除　（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除　医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額）（限度額200万円）
◎税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　円　道府県民税　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　%　道府県民税　%
◎所得控除
雑損控除　（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除　医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額）（限度額200万円）

◎税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　円　道府県民税　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　%　道府県民税　%
◎所得控除
雑損控除　（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除　医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額）（限度額200万円）

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑪を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。